

ご存じですか「化学物質のリスクアセスメント」！ 労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取扱う事業者に化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されました。

対象：全業種で従業員数に関係なしです

化学物質のリスクアセスメントはどうやればいいのか、会社に詳しい人がいない！等

当会の化学物質に関する専門家の労働安全衛生コンサルタントが、次のようなお手伝いが行えますので、是非ご活用ください。

- 「化学物質のリスクアセスメント」の構築指導
- リスクアセスメントのリーダー育成（社内研修会）
- GHSやSDSの読み方を教えます（社内研修会）
- リスクの低減対策のコンサルティング（相談・提案）
- 労働者への結果の周知・教育の方法（相談）
- コントロールバンディング等の定性的見積法（指導・研修）
- 化学物質の採用・選択基準の構築（相談・指導）
- 化学物質のリスク見積法（研修・指導）



厚生労働省平成28年度「ラベル・SDS活用促進事業」の利用

厚生労働省の下記にアクセスしてください

「化学物質管理に関する相談窓口のご案内」

ラベル・SDS・リスクアセスメントについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

以上